

公募型プロポーザルの実施について

射水市立保育園保育業務支援システム導入業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年7月12日

射水市長 夏野元志

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 件名

射水市立保育園保育業務支援システム導入業務委託

(2) 施行場所等

	施行場所名	住所	定員(名)
A	射水市立片口保育園	射水市高場新町二丁目75番地	180
B	射水市立塚原保育園	射水市松木633番地	130
C	射水市立大江保育園	射水市大江1464番地	100
D	射水市立千成保育園	射水市中太閤山11丁目2番地	120
E	射水市立大門きらら保育園	射水市中村111番地1	280

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

構築期間 令和3年9月1日から令和3年11月30日

システム稼働日 令和3年12月1日

システム利用期間 令和3年12月1日から令和4年3月31日

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

3,300,000円

提案上限額は、契約時の予定額を示すものではなく事業の規模を示すためのものであり、この金額を超えて提案することができない。提案限度額を超えて提案を行った場合は失格とする。

2 参加資格

次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による制限を受ける者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続がなされていないこと。

(3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に既定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(4) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 実施スケジュール

- (1) 仕様書等に関する質問の受付期限 令和3年7月19日(月)
- (2) 仕様書等に関する質問の回答期限 令和3年7月26日(月)
- (3) 申請書類の提出期限 令和3年8月2日(月)
- (4) 第1次審査(書類審査)の結果通知 令和3年8月上旬
- (5) 第2次審査(プレゼンテーション等審査) 令和3年8月中旬
- (6) 第2次審査の結果通知 令和3年8月下旬
- (7) 契約の締結 令和3年8月下旬

4 申請書類

申請書類は、参加する業務別に作成するものとする。

- (1) 参加申請書(様式1)
- (2) 事業者概要調書(様式2)
- (3) 機能要件回答書(様式3)
- (4) 見積書(様式4) 見積補足資料(様式5) 見積内訳書(任意様式)

見積書記載金額は、1(4)記載の委託期間の合計金額とし、1(5)記載の契約限度額の範囲内とすること。また、システム稼働までの導入経費と稼働後の経費に分けて記載し、令和4年度以降システムを継続して利用した場合および施設が追加となった場合における年額使用料も参考として提出すること。

見積内訳書は、見積書記載金額の内容としてハードウェアや利用料(オプション等)の詳細が分かるものを提出すること。

- (5) 提案書(任意様式) 提案書に限り「第2次審査」の3営業日前までに差替え可
次に掲げる事項について、別紙「選考基準」を踏まえた提案を行うこと。

- ア 提案者概要と導入実績
- イ システム概要と期待できる導入効果
- ウ 機能概要(登降園管理及び保護者連絡機能を含みその他代表的な機能)
- エ システム構成とセキュリティ、障害時の復旧
- オ 導入スケジュール・支援体制
- カ サポート・保守体制
- キ システムイメージ(登降園管理・保護者利用) デモンストレーション可

- (6) 直近2事業年度に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)
- (7) 会社の概要等が分かるパンフレット類

5 申請書類の提出

- (1) 提出期限
3(3)のとおり
- (2) 提出部数

A4縦型フラットファイルに綴じたものを9部(正1部、副8部)提出すること。ただし、4(6)は、1部(正1部)のみの提出とする。

(3) 提出先(担当部署)

射水市役所 福祉保健部 子育て支援課(射水市役所庁舎1階)

射水市新開発410番地1

TEL 0766-51-6629(直通)

FAX 0766-51-6660

(4) 提出方法

持参または郵送(必着)による

6 仕様書等に関する質問

(1) 質問の方法

質問書(様式6)を5(3)記載の担当部署に提出すること(FAX可)

(2) 質問の受付期限

3(1)のとおり

(3) 回答の方法

随時、市ホームページに掲載する。

7 選定方法

選定方法については次のとおりであり、各審査の結果は申請者(参加者)全員に対し、文書により通知する。

(1) 第1次審査(書類審査)

市は、申請書類による参加資格審査を実施し、参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)

業者選考は、提案書によるプレゼンテーション及びヒアリング審査(30分程度)を実施の上、別紙「選考基準」に基づき採点する。

採点を行う者は、福祉保健部長、福祉保健部次長、子育て支援課長、射水市立保育園園長5名としてその数は8名とする。

(3) 優先交渉権者の決定

業者選考は、第2次審査における各選考者の得点の合計が最も高い事業者を優先交渉権者とする。優先交渉権者が同一事業者となった場合は、選考基準の「2 システム概要と期待できる導入効果」と「3 機能概要」の合計得点が高い提案者優先候補事業者とする。この場合においても同点となった場合は、選考者の投票に基づき優先候補事業者を決定する。

8 契約の締結

(1) 契約の締結にあたっては、提案書による仕様の変更等を行う場合があるので、契約書、仕様書等について、受注者と別途協議する。ただし、契約金額は、4(4)記載の見積金額の範囲内とする。

(2) 契約保証金は免除とする。

(3) 契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- (5) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

10 その他

(1) 本公募への参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 提出された書類等は射水市情報公開条例（平成17年射水市条例第20号）に基づき公開することがある。

(4) 選考結果等についての不服及び異議申立ては認めない。

(5) 当該システムは令和4年度以降も継続して利用する予定としているが、本契約の締結によって令和4年度以降も継続して利用することを確約するものではない。